

入管庁管第96号
開海発0112第2号
令和6年1月12日

外国人技能実習機構 指導援助部長 殿
技能実習部長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長
(公 印 省 略)
厚生労働省参事官(海外人材育成担当)
(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の適用について

令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）による災害については、令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号。以下「本政令」という。）が別添1のとおり令和6年1月11日に公布され、同日より施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）（別添2）の規定の一部が適用されることとなったところです。

本政令は、能登半島地震による災害を法第2条第1項に規定する特定非常災害に指定し、その被害者について、法令上の義務であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責等に関して所要の措置を講ずるものです。

つきましては、本政令の内容のうち、技能実習制度に適用される事項等について、下記のとおり通知しますので、適切な運用を行っていただくよう願います。

記

- 1 法第4条第1項により、法令に規定されている義務のうち、令和6年1月1日から令和6年4月29日までの間に履行期限が到来するものであって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったことにより、法令義務違反として、行政上及び刑事上の責任が問われる場合において、令和6年4月30日までに義務が履行されたときには、責任を問わないこととしたこと。
- 2 法第4条第1項の「法令に規定されている」とは、法令に基づき直接課せ

られる義務を対象とするものであり、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）では、

- ・ 第34条第1項に基づく監理団体の事業の休廃止の届出
 - ・ 第39条第3項に基づく監理団体による定期監査及び訪問指導
- が該当するものであること（「参考」を参照のこと）。

- 3 法第4条第1項に規定する「特定非常災害により」とは、履行義務者ごとに個別に判断することとなるが、一般的には、直接・間接を問わず特定非常災害を理由として、履行義務者が当該義務を履行できないことに関し、改善措置を講ずるための機材入手や人材確保が著しく困難である等、いわゆる当該義務の履行の期待可能性がなくなった場合であること。
- 4 当該措置の対象となるのは、「行政上及び刑事上の責任」であるので、民事上の責任については免責の対象とならないものであること。

<参考>

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第4条に係る外国人技能実習制度関係法令等

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律関係

条文	義務内容	期日等
第34条	事業の休廃止の届出 (監理団体)	監理団体が事業を休廃止しようとする場合、その1か月前まで
第39条 ・外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 施行規則第52条	監理団体による定期監査、訪問指導	実習実施者に対して3月に1回以上の頻度で監査を行うもの。また、第1号団体監理型技能実習にあつては、1月に1回以上の頻度で訪問し必要な指導を行うもの